

静岡市広告カタログ

令和5年度

総務課

目次

はじめに.....	1
1 静岡市の広告事業について.....	2
(1) 広告掲載までの基本的な流れ.....	2
(2) 静岡市広告審査会と静岡市広告掲載基準.....	2
(3) 広告の形態.....	2
(4) 広告の募集方法.....	2
2 広告事業の御紹介.....	3
(1) 主に市民を対象としているもの.....	3
(2) 広く市内外の方を対象としているもの.....	13
(3) 主に高齢者の方を対象としているもの.....	15
(4) 主に子育て世帯を対象としているもの.....	16
(5) ネーミングライツ.....	3
静岡市広告事業推進に関する基本方針（平成 25 年 11 月 8 日策定）.....	20
静岡市広告審査会設置要綱.....	23
静岡市広告掲載基準.....	25
品位を損なう広告の制限に関する運用基準.....	29

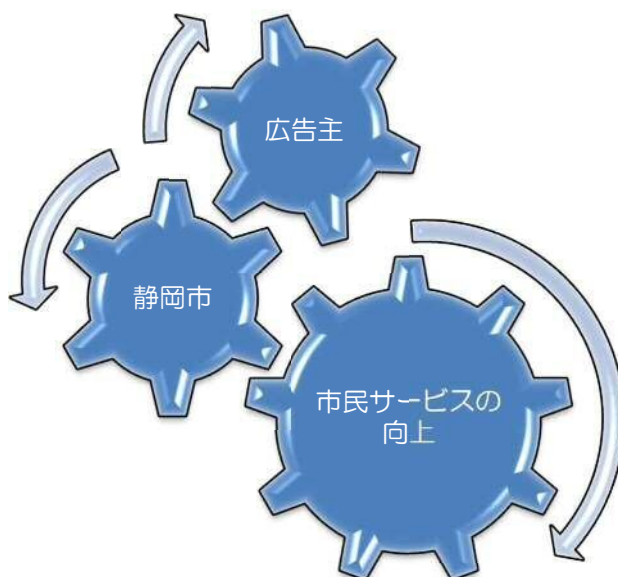
はじめに

本市では、「静岡市広告事業推進に関する基本方針」（平成25年11月8日策定）に基づき、①財政負担の軽減、②市民サービスの向上、③民間企業との連携による民間活力の活用と地域経済の活性化を目的として、広告事業の拡大・推進を図っています。

しかしながら、デフレ等による日本経済低迷の影響を受け、広告料収入は平成21年度をピークに減少に転じています。

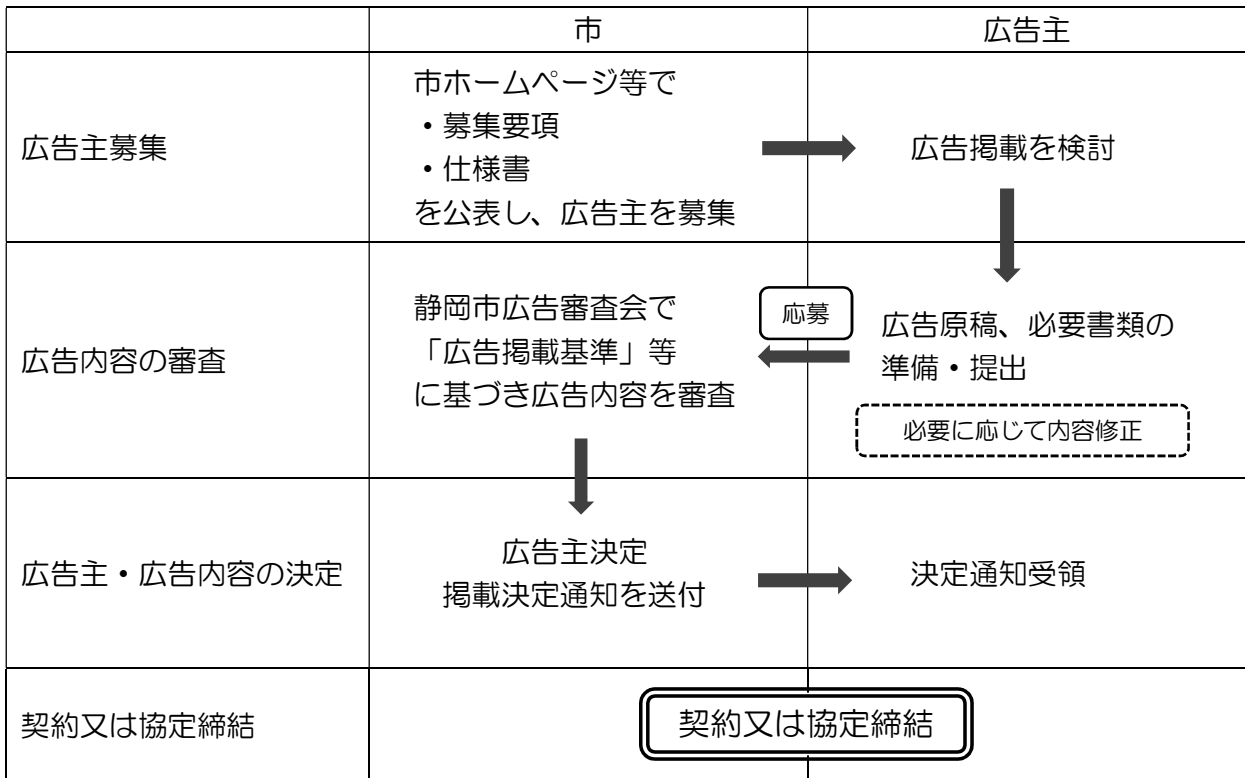
そこで、既存の広告事業について改めて周知することで、より多くの方に広告掲載を御検討いただくため、「静岡市広告事業カタログ」を作成しました。

引き続き、本市広告事業への御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。



1 静岡市の広告事業について

(1) 広告掲載までの基本的な流れ



(2) 静岡市広告審査会と静岡市広告掲載基準

本市では、「静岡市広告審査会」を設置し、広告事業の目的を実現するために定めた「静岡市広告掲載基準」に基づいて、広告掲載の適否について審査しています。

また、媒体によっては、それぞれに定める広告掲載取扱要綱において、応募できる広告主の業種等に独自の制限を設けている場合もありますので、応募の際は御留意ください。

- 「静岡市広告審査会設置要綱」(p.23) 参照
- 「静岡市広告掲載基準」(p.25) 参照

(3) 広告の形態

ア 広告料の納入

広告掲載の対価として広告料を納入していただく形態です。掲載期間等に応じて定額を納めていただくもの(1枠 40,000円/月など)と、市が提示した最低募集価格に応じて入札いただいた金額を納めていただくものがあります。

イ 物品等の無償提供

市が示す仕様に則って作成した広告入りの物品等を無償提供していただく形態です。

(4) 広告の募集方法

ア 直接募集方式

市が直接広告主の募集を行い、市と広告主との間で直接契約を締結する方法です。

イ 広告代理店方式

見積執行等で広告代理店を決定し、当該広告代理店に広告主の募集等を委ねる方式です。

2 広告事業の御紹介

現在実施している広告事業について、主な広告対象別に御紹介します。
事業の詳細については、それぞれの事業所管課までお問合せください。

(1) 主に市民を対象としているもの

静岡市ホームページ

(1) 媒体の内容

市政情報等を市民等にお知らせする。

(2) 広告対象

市民等

(3) 1ヶ月の平均アクセス数

約2,150,000件（令和4年度）

(4) 広告枠

全30枠

(5) 広告の形態

広告料の納入

(6) 広告料

広告代理店取扱

(7) 広告の募集方法

広告代理店方式

(8) 募集時期

随時

(9) お問い合わせ

＜令和5年度広告取扱事業者＞

株式会社 ジチタイアド

電話：092-716-1401

＜所管課＞

総務局 市長公室 広報課

所在地：静岡庁舎新館8階

電話：054-221-1353

FAX：054-252-2675

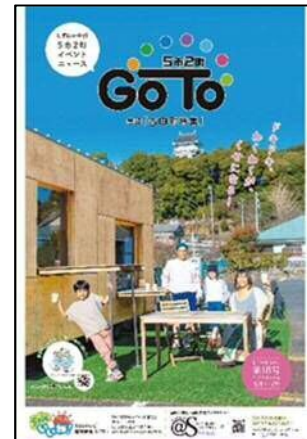
【広告イメージ】

The screenshot shows the official website of Shizuoka City. At the top, there is a header with the city logo and name in both Japanese and English. Below the header, there are several navigation tabs: Home, Living, Sightseeing/Events, Culture/Sports, Municipal Information, and Business-oriented. The main content area is divided into several sections: Emergency Information, Contact Information (including a helpline), FAQs, and a grid of icons for various services like birth, school, and work. There are also sections for 'Information you often see' and 'Notice' with a list of recent announcements. At the bottom, there are contact details for different city offices and a copyright notice.

- (1) 媒体の内容
静岡県中部地域の5市2町のイベント情報等を年
3回お知らせする。
- (2) 広告対象
静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、
吉田町、川根本町の住民
- (3) 作成数
約236,000部/回
- (4) 広告枠
1 枠（表4／裏表紙）
※52×214mmの中に3分割まで可能
※県内観光関連情報に限る。
- (5) 広告の形態
広告料の納入
- (6) 広告料
広告代理店取扱
- (7) 広告の募集方法
広告代理店方式
- (8) 募集時期
随時
- (9) お問い合わせ
総務局 市長公室 広報課
所在地：静岡庁舎新館10階
電話：054-221-1021 FAX：054-221-1487

【広告イメージ】

表紙



裏表紙



静岡市共通封筒（角2、長3）

- (1) 媒体の内容
各種文書等の発送時に全庁的に使用する。
- (2) 広告対象
市民等
- (3) 作成数（令和4年度実績）
角2：140,000枚、長3：290,000枚
- (4) 広告枠
提案による
- (5) 広告の形態
広告料の納入
- (6) 広告料（最低募集価格／令和4年度）
55,000円
- (7) 広告の募集方法
直接募集方式、広告代理店方式
- (8) 募集時期
毎年度10月頃
- (9) お問い合わせ
総務局 総務課
所在地：静岡庁舎新館9階
電話：054-221-1792
FAX：054-205-1377

【広告イメージ】

角2



表

裏

長3



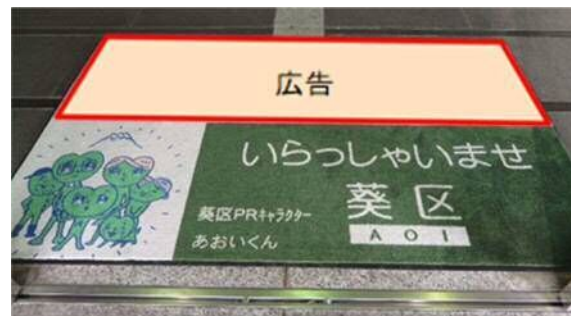
表

裏

庁舎マット（葵区、駿河区、清水区）

- (1) 媒体の内容
各庁舎の出入口に足ふきマットを設置する。
- (2) 広告対象
来庁者
- (3) 広告枠（全15枠）
葵区：6枠 駿河区：5枠 清水区：4枠
- (4) 広告の形態
物品等の無償提供
- (5) 設置に係る費用（月額、作成及び管理費）
11,550円（参考）
- (6) 広告の募集方法
直接募集方式
- (7) 募集時期
隔年 1月頃
- (8) お問い合わせ
財政局 財政部 管財課
所在地：静岡庁舎本館1階 電話：054-221-1013 FAX：054-221-1015

【広告イメージ】



ごみ収集車

- (1) 媒体の内容
ごみ収集車の側面に広告を掲出する。
- (2) 広告対象
市民
- (3) 稼働状況（令和4年度）
平均走行距離 13,139km
平均稼働日数 213日
- (4) 広告枠
1台につき広告枠2枠（両側面）
※1台（広告枠2枠）ごとの申し込み
- (5) 広告の形態
広告料の納入
- (6) 広告料（定額）
年額100,000円/台
※別途広告の作成費、貼り付け作業費等の負担あり
- (7) 広告の募集方法
直接募集方式
- (8) 募集時期
随時
- (9) お問い合わせ
環境局 収集業務課
所在地：静岡庁舎新館13階 電話：054-221-1074 FAX：054-221-1141

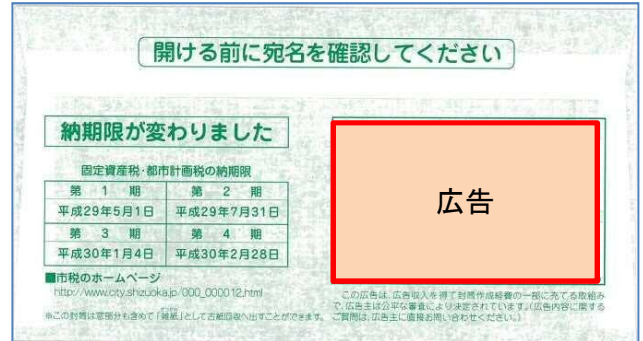
【広告イメージ】



納税通知書用封筒（固定資産税・都市計画税）

- (1) 媒体の内容
固定資産税及び都市計画税の税額を通知する。
- (2) 広告対象
固定資産税及び都市計画税の納税義務者
- (3) 作成数
280,000通（令和4年度実績）
- (4) 広告枠
1 枠
- (5) 広告の形態
広告料の納入
- (6) 広告料（最低募集価格／令和4年度）
246,400円
- (7) 広告の募集方法
直接募集方式、広告代理店方式
- (8) 募集時期
8～9月頃
- (9) お問い合わせ
財政局 税務部 税制課
所在地：静岡庁舎新館3階 電話：054-221-1493 F A X：054-221-1499

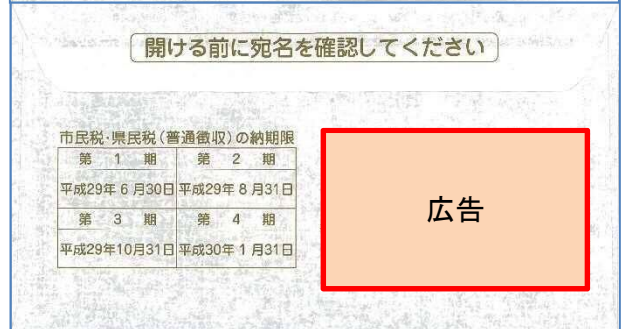
【広告イメージ】



納税通知書用封筒（市民税・県民税）

- (1) 媒体の内容
市民税及び県民税の税額を通知する。
- (2) 広告対象
市民税・県民税の納税義務者
- (3) 作成数
191,000通（令和4年度実績）
- (4) 広告枠
1 枠
- (5) 広告の形態
広告料の納入
- (6) 広告料（最低募集価格／令和4年度）
94,600円
- (7) 広告の募集方法
直接募集方式、広告代理店方式
- (8) 募集時期
8～9月頃
- (9) お問い合わせ
財政局 税務部 税制課
所在地：静岡庁舎新館3階 電話：054-221-1493 F A X：054-221-1499

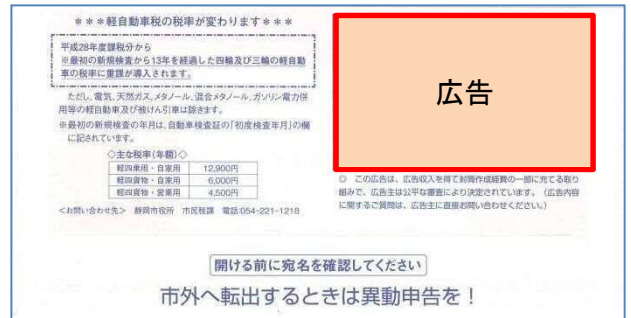
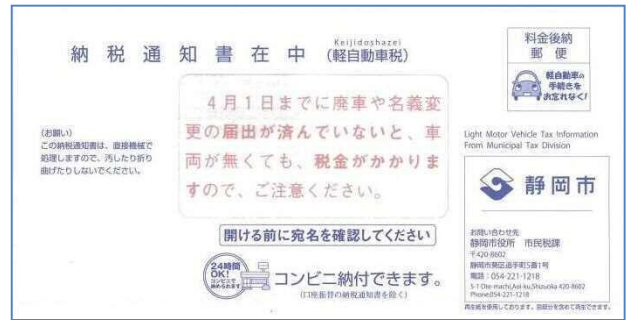
【広告イメージ】



納税通知書用封筒（軽自動車税種別割）

- (1) 媒体の内容
軽自動車税種別割の税額を通知する。
- (2) 広告対象
軽自動車税種別割の納税義務者
- (3) 作成数
181,000通（令和4年度実績）
- (4) 広告枠
1枠
- (5) 広告の形態
広告料の納入
- (6) 広告料（最低募集価格／令和3年度）
90,200円
※令和4年度は募集を実施していないため、
令和3年度の実績を掲載しています。
- (7) 広告の形態
直接募集方式、広告代理店方式
- (8) 募集時期
8～9月頃
- (9) お問い合わせ
財政局 税務部 税制課
所在地：静岡庁舎新館3階 電話：054-221-1493 FAX：054-221-1499

【広告イメージ】



成人健診まるわかりガイド

- (1) 媒体の内容
成人健診の種類や対象者、健診を実施している医療機関等について案内する。
- (2) 広告対象
市民等（市内全世帯配布）
- (3) 作成数
268,000部（令和4年度実績）
- (4) 広告枠
1枠
- (5) 広告の形態
広告料の納入
- (6) 広告料（最低募集価格／令和4年度）
1枠 90,000円
- (7) 広告の募集方法
直接募集方式、広告代理店方式
- (8) 募集時期
毎年度11月頃
- (9) お問い合わせ
保健福祉長寿局 健康福祉部 健康づくり推進課
所在地：静岡庁舎新館12階 電話：054-221-1579 FAX：054-251-0035

【広告イメージ】



表紙



裏表紙

静岡市立図書館サポート広告

(1) 媒体の内容

図書館内の壁面等を広告媒体として活用し、
図書館事業をサポートしていただく。

(2) 広告対象

図書館の来館者

(3) 広告枠

図書館11館、計23枠

(R5年度は藁科図書館改修工事のため一枠減)

(4) 広告の形態

広告料の収入

(5) 広告料

広告代理店取扱

(6) 広告の募集方法

広告代理店方式

(7) 募集時期

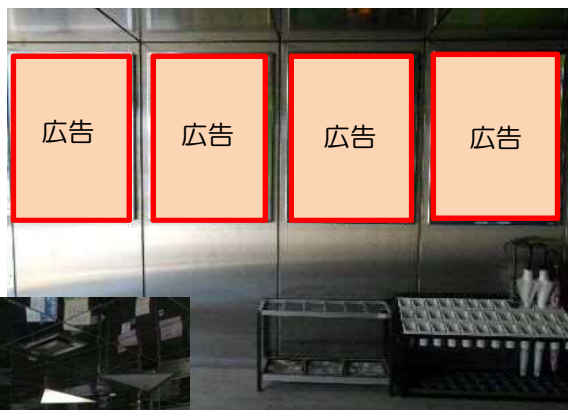
随時

(8) お問い合わせ

<広告取扱事業者> 株式会社 宣通 電話：052-979-1555

<所管課> 教育局 中央図書館 電話：054-247-6711 F A X：054-247-9971

【広告イメージ】



図書館雑誌カバー

※「図書館雑誌カバー」は、各市立図書館に配架している雑誌を購入・納入していただくことにより、当該雑誌のカバー等に広告を掲載していただく形態の広告事業です。

(1) 媒体の内容

多様な雑誌を配架し、市民の調査研究やレクリエーション等に活用していただく。

(2) 広告対象

図書館の来館者

(3) 対象となる雑誌

1,176誌

(4) 広告の形態

物品等の無償提供

(5) 購入に係る費用（年額）

780円～120,536円

※雑誌の種類、購入冊数により異なる。

(6) 広告の募集方法

直接募集方式

(7) 募集時期

随時

(8) お問い合わせ

教育局 中央図書館

所在地：中央図書館（葵区大岩本町29-1） 電話：054-247-6711 F A X：054-247-9971

【広告イメージ】



静岡庁舎広告付き公共施設案内地図等総合案内板

(1) 媒体の内容

市街地周辺の公共施設等の案内地図や行政情報を来庁者に提供する。

(2) 広告対象

静岡庁舎への来庁者

(3) 広告枠

モニター広告：15枠 インデックス広告：30枠

(4) 広告の形態

広告料の納入

(5) 広告料

広告代理店取扱

(6) 広告の募集方法

広告代理店方式

(7) 募集時期

随時

(8) お問い合わせ

<広告取扱事業者> 長田広告株式会社 静岡営業所 電話：054-627-5575

<所管課> 財政局 財政部 管財課

所在地：静岡庁舎本館1階 電話：054-221-1013 FAX：054-221-1015

【広告イメージ】



清水庁舎広告付き公共施設案内地図等総合案内板

(1) 媒体の内容

市街地周辺の公共施設等の案内地図や行政情報を来庁者に提供する。

(2) 広告対象

清水庁舎への来庁者

(3) 広告枠

モニター広告：35枠 インデックス広告：40枠

(4) 広告の形態

広告料の納入

(5) 広告料

広告代理店取扱

(6) 広告の募集方法

広告代理店方式

(7) 募集時期

随時

(8) お問い合わせ

<広告取扱事業者> 表示灯株式会社 静岡支店 電話：054-273-2611

<所管課> 清水区 清水区役所 地域総務課

所在地：清水区役所4階 電話：054-354-2023 FAX：054-352-0325

【広告イメージ】



広告付き窓口番号案内表示システム

(1) 媒体の内容

戸籍住民課及び保険年金課の受付番号案内等を来庁者に分かりやすく表示する。

(2) 広告対象

来庁者

(3) 広告枠（モニター広告）

葵 区役所：20枠

駿河区役所：20枠

清水区役所：15枠

(4) 広告の形態

広告料の納入

(5) 広告料

広告代理店取扱

(6) 広告の募集方法

広告代理店方式

(7) 募集時期

随時

(8) お問い合わせ

<広告取扱事業者> 長田広告株式会社 静岡営業所 電話：054-627-5575

<所管課> 葵 区役所 保険年金課

所在地：葵区役所1階 電話：054-221-1070 FAX：054-254-2216

駿河区役所 保険年金課

所在地：駿河区役所2階 電話：054-287-8621 FAX：054-287-8705

清水区役所 戸籍住民課

所在地：清水区役所1階 電話：054-354-2126 FAX：054-353-8859

【広告イメージ】



広告付き AED 収納機器

(1) 媒体の内容

来庁者、来園者等の緊急時の救命に対応するため AED を設置する。

(2) 広告対象

来庁者、来園者

(3) 広告枠（モニター広告）

葵 区役所：20 枠

駿河区役所：20 枠

清水区役所：20 枠

日本平動物園：20 枠

(4) 広告の形態

広告料の納入

(5) 広告料

広告代理店取扱

(6) 広告の募集方法

広告代理店方式

(7) 募集時期

随時

(8) お問い合わせ

< 広告取扱事業者 > 表示灯株式会社 静岡支店 電話：054-273-2611

< 所管課 > 財政局 財政部 管財課

所在地：静岡庁舎本館 1 階 電話：054-221-1013 FAX：054-221-1015

駿河区役所 地域総務課

所在地：駿河区役所 3 階 電話：054-202-5814 FAX：054-287-8709

清水区役所 地域総務課

所在地：清水区役所 4 階 電話：054-354-2023 FAX：054-352-0325

観光交流文化局 日本平動物園

所在地：日本平動物園（駿河区池田 1767-6）

電話：054-262-3251 FAX：054-262-3489

【広告イメージ】



(2) 広く市内外の方を対象としているもの

日本平動物園ホームページ

- (1) 媒体の内容
日本平動物園のイベント情報等をお知らせする。
- (2) 広告対象
市民等
- (3) 1ヶ月の平均アクセス数
約27万件
- (4) 広告枠
10枠 ※ランダムでトップページの右上部に1枠掲載されます。
- (5) 広告の形態
広告料の納入
- (6) 広告料(定額)
1枠 20,000円/月
- (7) 広告の募集方法
直接募集方式
- (8) 募集時期
随時
- (9) お問い合わせ
観光交流文化局 日本平動物園
所在地：日本平動物園(駿河区池田1767-6)
電話：054-262-3251
FAX：054-262-3489

【広告イメージ】



清水ナショナルトレーニングセンターサッカー場看板広告

(1) 媒体の内容

トレセンサッカー場の壁面に看板を設置する。

(2) 広告対象

施設利用者

(3) 施設の年間平均利用者数

述べ利用者数計 171,330人

(令和4年度実績)

(4) 広告枠

52枠

(5) 広告の形態

広告料の納入

(6) 広告料(定額)

1枠 88,000円または110,000円/年

※設置場所によって異なる。別途看板の製作費、取り付け、撤去費等の負担あり

(7) 広告の募集方法

直接募集方式

(8) 募集時期

随時

(9) お問い合わせ

観光交流文化局 スポーツ振興課

所在地：静岡庁舎新館17階 電話：054-221-1283 FAX：054-221-1453

【広告イメージ】



(3) 主に高齢者の方を対象としているもの

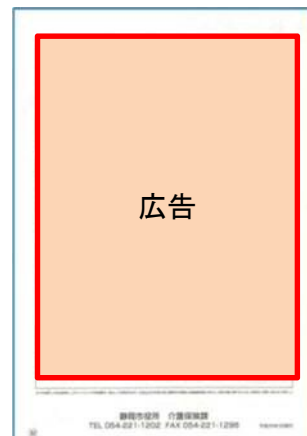
介護保険パンフレット

- (1) 媒体の内容
介護保険制度のしくみや手続き等をわかりやすく案内する。
- (2) 広告対象
介護保険被保険者とその家族
- (3) 作成数
35,000部（最低部数）
- (4) 広告枠
2枠（裏表紙、裏表紙裏面）
- (5) 広告の形態
広告料の納入
- (6) 広告料（最低募集価格／令和4年度）
裏表紙：200,000円、裏表紙裏面：100,000円
※今年度、インボイス登録は行っておりません。
- (7) 広告の募集方法
直接募集方式、広告代理店方式
- (8) 募集時期
随時
- (9) お問い合わせ
保健福祉長寿局 健康福祉部 介護保険課
所在地：静岡庁舎新館14階
電話：054-221-1202 F A X：054-221-1298

【広告イメージ】



表紙



裏表紙



裏表紙裏面

(4) 主に子育て世帯を対象としているもの

しずおかし子育てハンドブック

(1) 媒体の内容

子育てに関する静岡市の施策や各種手続きについて紹介する。

(2) 広告対象

子育て世帯

(3) 作成数

20,000部（令和4年度実績）

(4) 広告枠

3枠（表紙裏面、裏表紙裏面、裏表紙）

(5) 広告の形態

広告料の納入

(6) 広告料（令和4年度実績）

3枠 277,200円

(7) 広告の募集方法

広告代理店方式

(8) 募集時期

毎年度4月頃

(9) お問い合わせ

子ども未来局 子ども未来課

所在地：清水庁舎9階

電話：054-354-2603

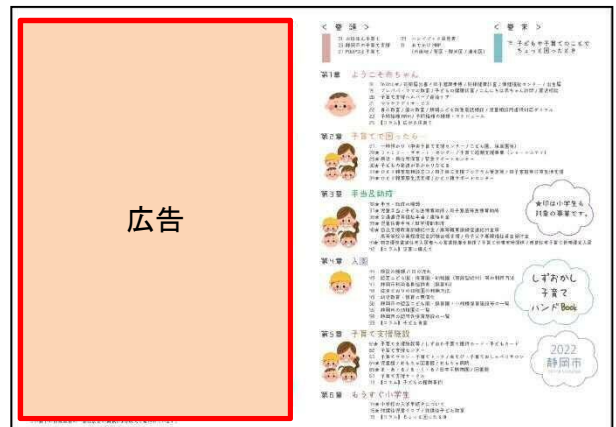
FAX：054-352-7731

【広告イメージ】

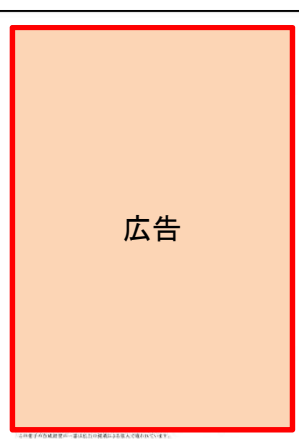


表紙

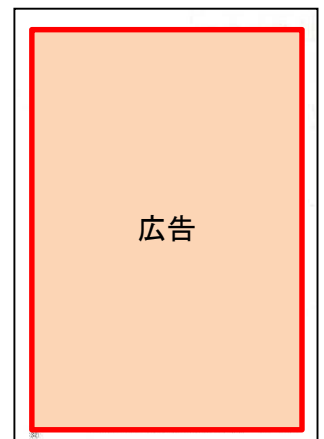
※レイアウトのイメージです。記載内容は年度により異なります。



表紙裏面



裏表紙裏面



裏表紙

こんにちは赤ちゃん訪問用冊子

(1) 媒体の内容

生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭に配布し、子育て支援に関する情報を提供する。

(2) 広告対象

市内の子育て世帯

(3) 作成数

5,000部（令和4年度実績）

(4) 広告枠

提案による

(5) 広告の形態

物品等の無償提供

(6) 作成に係る費用（令和4年度概算）

643,500円

(7) 広告の募集方法

直接募集方式、広告代理店方式

(8) 募集時期

毎年度9月頃

(9) お問い合わせ

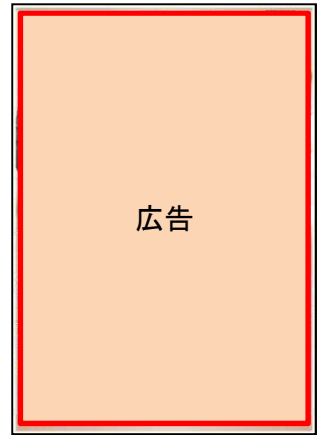
子ども未来局 子ども家庭課

所在地：清水庁舎9階 電話：054-354-2647 F A X：054-352-7734

【広告イメージ】



表紙



裏表紙

マタニティストラップ 同梱物資への掲載広告（マタニティストラップの無償提供）

(1) 媒体の内容

妊婦の方が身に付けることにより、交通機関等において周囲の配慮を促す。

(2) 広告対象

市内在住の妊婦

(3) 作成数

5,000部（令和4年度実績）

(4) 広告枠

提案による

(5) 広告の形態

物品等の無償提供

(6) 作成に係る費用（令和4年度概算）

797,500円

※マタニティストラップと母子健康手帳カバー作成費

(7) 広告の募集方法

直接募集方式、広告代理店方式

(8) 募集時期

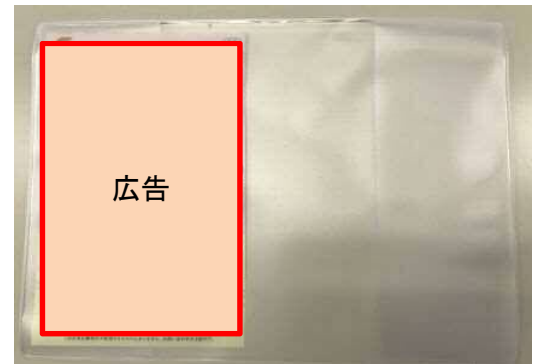
毎年度8月頃

(9) お問い合わせ

子ども未来局 子ども家庭課

所在地：清水庁舎9階 電話：054-354-2647 F A X：054-352-7734

【広告イメージ】



母子健康手帳カバー
（広告部分以外は透明カバー）



マタニティ
ストラップ

認定こども園等連絡袋

- (1) 媒体の内容
保護者あての納付書、お知らせ等を入れる。
- (2) 広告対象
認定こども園、保育園等に在園している園児の保護者
- (3) 作成数
28,000部（令和3年度実績）
- (4) 広告枠
1枠
- (5) 広告の形態
物品等の無償提供
- (6) 作成に係る費用（令和3年度概算）
105,920円
- (7) 広告の募集方法
直接募集方式、広告代理店方式
- (8) 募集時期
毎年度6月～10月頃
- (9) お問い合わせ
子ども未来局 幼保支援課
所在地：清水庁舎9階 電話：054-354-2630 F A X：054-352-7733

【広告イメージ】



表面

裏面

静岡市子育て応援総合ホームページ「ちゃむしずおか」

- (1) 媒体の内容
市政情報を中心に子育てに関する情報を提供する。
- (2) 広告対象
市内の子育て世帯
- (3) 1ヶ月の平均アクセス数
約37,000件（令和4年度実績）
- (4) 広告枠
5枠
- (5) 広告の形態
広告料の納入
- (6) 広告料
広告代理店取扱
- (7) 広告の募集方法
広告代理店方式
- (8) 募集時期
随時
- (9) お問い合わせ
子ども未来局 子ども未来課
所在地：清水庁舎9階
電話：054-354-2603
F A X：054-352-7731

【広告イメージ】



(5) ネーミングライツ

ネーミングライツとは、市と民間企業や団体との契約により、市の施設に愛称等を付ける代わりに、その企業等から命名権料を得て、施設の修繕や運営に活用するものです。

これは、市民、企業、静岡市の3者にメリットを生み出すもので、市にとっては命名権料が新たな財源となり、企業にとっては自社のイメージアップや認知度向上などの効果が期待できます。また、利用する市民の方々にとっても、整備の行き届いた施設を利用することができるなど、メリットが生まれます。

現在静岡市では、静岡市清水日本平運動公園球技場にネーミングライツ事業を導入しています。新たなネーミングライツ事業がありましたら、積極的に御提案ください。

これまでに御紹介した広告事業のほかにも、
本市広告事業について、具体的な企画提案を随時募集しています。
広告事業全般に関することや企画提案については、
総務課までお問合せください。

総務局 総務課

所在地：静岡庁舎新館9階

電話：054-221-1754

FAX：054-205-1377

静岡市広告事業推進に関する基本方針（平成25年11月8日策定）

1 広告事業の目的

市が保有する財産は市民全体の財産であり、その管理を任されている市は、これらの財産を有効に活用し、市民サービスの向上と地域経済の活性化につなげていかなければなりません。

そのため本市の広告事業は、次の3点の実現を目的として掲げます。

① 財政負担の軽減

財産本来の用途や目的を妨げないことを前提に、市の財産を広告料収入を生み出す媒体として有効に活用することにより、市の財政負担の軽減を図る。

② 市民サービスの向上

広告事業により得られた広告料収入を、当該財産が有する行政目的の実現のための事業等の財源に充当することにより、対象となる市民サービスの一層の向上を図る。

③ 民間企業との連携による民間活力の活用と地域経済の活性化

広告事業をとおして民間企業と連携することにより、企業の持つノウハウを市の事務事業に活用する。また、企業に市の媒体を効果的に利用してもらうことにより、企業の知名度やイメージの向上などにつなげ、事業活動の促進による地域経済の活性化を図る。

2 広告事業の対象とする財産

次に掲げる市の財産のうち、「広告事業の目的」を実現するために有効なものを対象に、広告事業を実施します。

ただし、広告を掲載することで、法令等に抵触するおそれのあるもの、財産本来の用途や目的を妨げるおそれのあるもの、市民に誤解や不快感を生じさせるおそれのあるものなど、広告事業に適さない財産については、対象としません。

市の財産	広告の形態
施設（広告事業に活用できる市が管理する国、県の施設を含む。）	ネーミングライツ、看板広告、内壁面広告、マルチビジョンやマットなどへの広告
印刷・広報物	パンフレット、チラシ、封筒などへの印刷広告
ウェブページ	ホームページのバナー広告
その他広告媒体として有効に活用できる財産	車両、ベンチ、ノベルティグッズなどへの広告

3 広告事業推進のための取組

（1）広告事業推進の考え方

「広告事業の目的」を実現するためには、広告媒体に対するニーズを的確につかみ、より多くの財産を活用すること、また、企業や広告代理店からの提案を積極的に受け入れていくことが重要となります。

そのため、各課が所管する施設や印刷物などから、新たな広告媒体やこれまで十分活用されてこなかった有効な財産を積極的に見出し、広告事業に結びつけるとともに、企業等からの提案を受け入れ、実現につなげる取組を行うものとします。

（2）市の財産の見直し

市内広告代理店に対する調査結果を基に、広告媒体の有効性の判断基準として作成した「広告事業の検討対象とする基準」に基づき、本市の持つ財産を洗い出し、広告事業の検討を行います。

具体的には、各課が所管する施設や印刷物などのうち、基準に該当するもの全てに対して、広告事業

を検討することとします。

なお、既に広告事業を実施しているものについては、更なる拡大を検討します。

また、印刷・広報物に関しては、単に広告事業の実施を検討するのではなく、「印刷・広報物の見直し実施要領」に基づき、改めてそのものの必要性を十分検証したうえで、広告事業の検討を行うものとします。

(3) 企業や広告代理店からの提案の受け入れ

「広告事業の目的」の一つである「民間企業との連携」を進めるため、企業や広告代理店からの提案を積極的に受け入れます。

特に、新たな媒体や様々な施設のネーミングライツ、各種媒体を組み合わせた広告など、これまでにない企画提案を広く求めるため、市から情報提供を行うとともに、総務課が窓口となって、提案の趣旨、内容を十分に把握したうえで、関係する所管課につなげ、導入に向けた前向きな検討を行うこととします。

(4) 広告事業の検討に当たっての留意事項

広告事業の検討に当たっては、市民に悪影響を及ぼしたり、市民サービスの低下を招いたりすることがない点を十分確認するとともに、広告事業が財政負担の軽減だけでなく市民サービスの向上と地域経済の活性化を目指したものであることを積極的に市民に伝えていく必要があります。

① 公共性の確保

市が実施する広告事業であることに鑑み、広告媒体と広告内容のバランスを欠き、市民の誤解を招き、又は市民感情を害するおそれがないか、その他その実施により市政運営に何らかの支障が生じるおそれがないかなど、公共性の確保の観点から、広告事業の実施の可否、実施する場合における広告の媒体及び内容、広告主の選定等について慎重に検討するものとする。

② 公平性の確保

市が実施する広告事業であることに鑑み、市民に特定の企業等を推奨しているかのような誤解を与えることがないよう、募集や審査の過程、掲載する広告の内容等において、市としての公平性及び中立性を確保しなければならない。

ただし、広告事業の目的の達成又は公共性の確保のために必要がある場合には、掲載する広告の業種、広告主の事業所等の所在地その他の事項について、一定のものを優先し、若しくは制限し、又は必要な条件を付すことができる。

③ 広告料の活用目的の周知

広告事業の目的や必要性を周知し、市民に広告事業を理解してもらうため、全ての広告に、広告料が媒体の印刷費や維持管理費等の財源の一部に活用されていることを表示する。

広告事業の検討対象とする基準

No.	財産の種類	広告の形態	基 準
1	施設	ネーミングライツ 看板広告 内壁面広告 マルチビジョン、 マットへの広告 など	<p>総務課が実施した調査結果を参考に、広告媒体としての可能性がある と認められるもの</p> <p>ただし、ネーミングライツにおいて、以下に該当するものを除く。</p> <p>①公用に供する施設（庁舎、区役所、保健所、消防署などの市が事務執 行や事業実施のために直接使用する施設）</p> <p>②公共の用に供する施設（住民の一般的共同利用を目的とする施設） のうち、以下に掲げる施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関としての機能を併せ持った施設（保健福祉センター、動 物指導センターなど） ・学校及び保育園 ・史跡及び名勝 ・同一の利用者が長期間にわたって使用する施設（高齢者、障害者 等の入所型施設など） ・ネーミングライツ企業と、施設利用団体やイベントスポンサーと が競合することにより、施設の利用率が大幅に低下してしまうお それのある施設 <p>③廃止（民営化を含む。）や再整備などの将来計画のある施設</p>
2	印刷・広報物	印刷広告	<p>市民に配付する印刷・広報物のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>①市内の全世帯に配付しているもの</p> <p>②年間作成数が18万部以上のもの</p> <p>③年間の作成部数が6万部以上あり、かつ配付対象者の属性や印刷・ 広報物に対する目的が明確なもの</p> <p>ただし、申請書、届出書、通知書、納付書に類するものを除く。</p>
3	ウェブページ	バナー広告	<p>年間を通じて公開するウェブページのうち、次のいずれかに該当する もの</p> <p>①トップページ又はトップページから1階層目までのページで、年間 の閲覧件数が10万件以上見込めるもの</p> <p>②トップページ又はトップページから1階層目までのページで、年間 の閲覧件数が3万件以上見込め、かつ閲覧目的が明確なもの</p>
4	その他広告媒 体として有効 に活用できる 財産	車両、ベンチ、ノベ ルティグッズなど への広告	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>①民間企業（広告代理店を含む。）から提案のあったもの</p> <p>②所管課が広告媒体として有効と判断したもの</p>
<p>上記の各項目に該当しないものであっても、民間企業から提案のあったもの、所管課において広告媒体として有効 と判断したものについては、検討の対象とする。</p>			

静岡市広告審査会設置要綱

(設置)

第1条 静岡市が掲載する広告について必要な事項を審査するため、静岡市広告審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(審査事項)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 掲載する広告の適否に関すること。
- (2) 広告の内容に係る疑義に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広告の掲載に関し、市長が必要があると認める事項

(組織)

第3条 審査会の会員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 総務局次長
- (2) 総務局市長公室広報課長
- (3) 総務局総務課長
- (4) 総務局政策法務課長
- (5) 財政局財政部管財課長
- (6) 市民局生活安全安心課長
- (7) 子ども未来局青少年育成課長

2 市長は、前項に規定する会員のほか、審査に当たり必要があると認めるときは、当該審査事項を所管する課の長を、臨時の会員として加えることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審査会に会長を置き、総務局次長の職にある会員をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長は、審査会の会議の議長となる。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する会員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会の会議は、会員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じ、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(電子会議)

第6条 会長は、審査会の意見を聴いた上で適当と認めた事案について、イントラネット上で会長及び各会員が意見を電子的に交換する方式による審査会の会議を開くことができる。この場合において、当該会議の進行管理は、会長がその所属職員のうちから指名した者が行う。

(審査の特例)

第7条 会長は、審査会が軽易なものとして特に認めた場合は、会議への付議を省略して適否を判断することができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、総務局総務課において処理する。

附 則

この要綱は、平成18年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市広告掲載基準

第1 趣 旨

静岡市の広告事業は、財政負担の軽減、市が保有する資産の有効活用、民間企業との連携を図ることにより、市民サービスの向上と地域経済の活性化を目指すものである。

この基準は、広告事業の目的を実現するために静岡市が掲載する広告を審査するに当たっての基準として定めるものであり、広告掲載の適否はこの基準に基づき、判断するものとする。

第2 広告審査に当たっての基本的な考え方

審査に当たっては、この基準に基づき一義的な解釈及び適用をするのではなく、関係法令等の規定や市民への影響、公共性・公益性、社会通念、社会経済状況等に十分配慮した上で、広告媒体の性質に応じて、合理的かつ柔軟な解釈及び適用を行うものとする。

第3 広告媒体ごとの基準

この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容等に関する個別の基準が必要な場合は、別に基準を定めることができる。この場合においては、総務局総務課と協議の上、定めることとする。

第4 規制する業種又は事業者

次の各号に掲げる業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 法令等に基づく必要な許可等を受けていない事業者
- (2) 各種法令に違反している事業者
- (3) 静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する事業者
- (4) 消費者金融又は事業者金融を営む事業者
- (5) 利殖を目的とした投資又は投機のあっせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業又はこれに類する業種
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生若しくは更生手続中、又は手続開始の申立てがある事業者
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (9) たばこ（加熱式たばこ及び電子たばこを含む。）を販売する事業者又はこれに類する業種
- (10) 興信所・探偵事務所等
- (11) 占い、運勢判断に関する業種
- (12) ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）第2条に規定するギャンブル等に関する業種（公営競技を除く。）
- (13) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市の資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと市長が認めるもの

第5 規制業種の事業者による規制業種に関するもの以外の内容の広告

本基準第4で定める規制業種に該当する事業者による、規制業種に係るもの以外の内容の広告は、本基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。

（例）たばこ製造・販売事業者の「喫煙マナー向上のための広告」等

第6 広告主のWebページにリンクをする広告に関する基準

広告主のWebページにリンクをする広告（バナー広告や広告主のWebページへ誘導する二次元バーコードを掲載する広告）に関しては、当該広告だけでなく、当該広告のリンク先である広告主のWebページの内容についても、内容に応じて可能な範囲かつ社会通念上合理的な範囲で、この基準の全部または一部を準用することができる。

第7 掲載の適否

- 1 広告内容及びデザインの適否は、別表第1に基づき、判断するものとする。
- 2 屋外に掲載する広告（車両広告を含む。）の適否は、別表第1及び別表第2に基づき、判断するものとする。

第8 留意事項

掲載する広告の表示内容は、次の各号に留意するものとする。

- (1) 広告であることを原則として明示すること。

例) 広告 等

- (2) 当該広告の関係法令及び業種ごとに定められている自主規制による広告掲載基準等を遵守すること。

- (3) 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格を明示すること。

- (4) アルコール飲料については、未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。

例) お酒は20歳を過ぎてから 等

第9 掲載基準の適用

この基準の適用については、広告ごとに具体的に判断し、当該広告の全部又は一部について修正、削除等が必要な場合には、広告主に依頼することとする。この場合において、広告主は、正当な理由がある場合以外は、修正、削除等に応じなければならない。

附 則

この基準は、平成23年5月11日から施行する。ただし、施行の日以前に募集した広告を審査する場合には従前の基準を適用する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年12月6日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月8日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年3月25日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年6月21日から施行する。

別表第1（第7関係）

基 準	例 示
(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるもの	ア 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を肯定し、又は助長するもの イ 残酷な描写等善良な風俗に反するもの ウ 性的な表現で、露骨若しくはわいせつなもの又は裸体を含むもの エ その他風紀を乱したり、犯罪を誘発したりするおそれがあるもの

<p>(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれらに反対することを主たる目的とするもの又は公職選挙法（昭和25年法律第100号）の適用を受ける選挙に係るもの</p>	<p>ア 政党その他の政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれがあるもの イ 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれがあるもの</p>
<p>(3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの</p>	<p>ア 人種、民族、言語、性別、職業、心身の障害、社会的な身分等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの イ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの ウ 他の名誉若しくは信用を毀損し、又は他の業務を妨害するもの又はそのおそれがあるもの エ 第三者の氏名、写真、談話、商標、著作権、特許権その他の財産権を無断で使用したもの若しくはプライバシー等を侵害するもの又は類似、模倣等によりそのおそれがあるもの</p>
<p>(4) 特定の宗教の教義を広め、又は信者を強化育成することを主たる目的とするもの</p>	<p>ア 宗教団体による布教宣伝、勢力拡大等を目的とするもの又はそのおそれがあるもの イ 迷信又は非科学的なものに類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれがあるもの</p>
<p>(5) 法令等に違反し、又はその疑いがあるもの</p>	<p>ア 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの イ 法令等に基づく必要な許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの ウ その他粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスを提供するもの</p>
<p>(6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの</p>	<p>ア セクシャル・ハラスメント及び男女間の暴力行為を助長するもの</p>
<p>(7) 社会問題についての主義主張</p>	<p>ア 個人又は団体の意見広告 イ 国内世論が大きく分かれているもの、又は政治問題化や係争化が予想されるもの</p>
<p>(8) 名刺広告</p>	<p>ア 目的が不明で、単なる売名行為であるもの</p>
<p>(9) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの</p>	<p>ア 責任の所在及び内容が不明確なもの イ 虚偽の内容を表示するもの ウ 誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招くような表現を含むもの（掲載する場合は、比較方法が公正で、内容が客観的に実証されている資料を必要とする。） 例)「世界一」「日本一」「一番安い」等の最高・最大級の表現 「当社だけ」「確実に儲かる」「絶対」「永久」「完璧」等の事実の裏付けのない断定的な表現 エ 投機心又は射幸心を著しくあおる表示又は表現を含むもの 例)「今が最後のチャンス」「超特価」「破格」「激安」「出血価格」等 オ 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格等を使用して権威付けようとするもの カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等 キ 債権取り立て、示談引受け等をうたったもの ク 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのよ</p>

	<p>うに誤認させる表現のもの</p> <p>ケ 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示し、自己の優位性を誇示し又は暗示するもの</p> <p>コ 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの及び第三者が推奨し、又は保証する記述があるもの</p> <p>サ 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの（国、地方公共団体その他公共の機関が別に認証等を行っている商品やサービス等に係るものを除く。）</p> <p>シ 健康食品等の通信販売の広告で、定期購入や解約の条件等の表示が不明確なもの</p> <p>ス その他市民に不利益を与える、又は消費者を誤認させるおそれがある表示又は表現を含むもの</p>
(10) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの	<p>ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。</p> <p>イ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの</p>
(11) 前各号に掲げるもののほか、当該広告媒体に掲載又は掲出する広告として、右の理由により不適切であると市長が認めるもの	<p>ア 品位を損なう表現のもの</p> <p>イ 詐欺的なもの又はいわゆる悪質商法とみなされるもの及びその類似商法とみなされるもの</p> <p>ウ 通貨、紙幣及び郵便切手の複写等で実際のものとは紛らわしいもの</p> <p>エ 個人情報の利用、管理等に十分な配慮がなされていないもの</p> <p>オ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの</p> <p>カ 市の施策や事業に支障を生じるおそれがあるもの</p> <p>キ 広告媒体が有する本来の行政目的に支障を生じるおそれがあるもの</p> <p>ク 市民感情を害するおそれがあるもの</p> <p>ケ 取引に関する条件、内容等について誤信を招くおそれがあるもの</p> <p>コ その他社会的に不適切なもの</p>

別表第2（第7関係）

基準	例示
(1) 都市の美観風致を損なうおそれがあるもの	<p>ア 会社名、商品名等を著しく繰り返すもの</p> <p>イ 彩度の高い色、原色、金銀色を広範囲に使用するもの</p> <p>ウ 著しく美観を損ねるようなもの</p> <p>エ 景観と著しく違和感があるもの</p> <p>オ 意味なく、身体の一部を強調するようなもの</p> <p>カ 著しくデザイン性の劣るもの</p> <p>キ 地域のルール及び慣習によって形成されてきた景観や文化にそぐわないもの</p> <p>ク 地区計画、清水港・みなと色彩計画、その他まちづくり</p>

	<p>又は都市整備のルールにおいて景観形成の目標が定められている場合、その目標に沿った貢献が認められないもの</p> <p>ケ その他屋外広告物法（昭和24年法律第189号）、静岡市屋外広告物条例（平成15年静岡市条例第229号）、静岡市景観条例（平成20年静岡市条例第18号）等の関係法令に適合しないもの</p>
<p>(2) 交通事故を誘発する等、交通の安全を阻害するおそれのあるもの</p>	<p>ア 自動車等運転者の誤解を招くおそれがあるもの</p> <p>(ア) 過度に鮮やかな模様・色彩を使用するもの</p> <p>(イ) 信号、交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの</p> <p>(ウ) 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの</p> <p>イ 自動車等運転者の注意力を散漫にするおそれがあるもの</p> <p>(ア) 読ませる広告及び4コマ漫画等ストーリー性のあるもの</p> <p>(イ) 水着姿、裸体姿等を表示し、著しく注意を引くもの</p> <p>(ウ) デザインがわかりづらい等、判断を迷わせるもの</p> <p>(エ) 絵柄や文字が過密であるもの</p> <p>ウ その他道路法（昭和27年法律第180号）、静岡市道路占用規則（平成15年規則第236号）等の関係法令に適合しないもの</p>

品位を損なう広告の制限に関する運用基準

静岡市広告掲載基準（平成23年5月11日施行）別表1（11）アの規定による「品位を損なう表現のもの」については、従前のものに加え、以下のものを含めるものとして運用する。

- ア 彩度の高い色、原色、金銀色を広範囲に使用又は過度に鮮やかな模様・色彩を使用するもの
- イ 媒体の配色・体裁と比べ、著しく違和感があるもの
- ウ 著しくデザイン性の劣るもの
- エ 絵柄や文字が過密であるもの
- オ その他媒体の品位を損なうもの

附 則

この基準は、平成25年12月6日から施行する。